(二)　支援基準

国土交通大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めることとし、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議した上で定めることとした。（第二四条関係）

(三)　業務の実施

機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならず、対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならず、国土交通大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととした。（第二五条関係）

6　国の援助等

国土交通大臣及び関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととし、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第二八条関係）

7　財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないこととし、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととしたほか、政府は、機構の債務について、保証契約をすることができることとした。（第三〇条～第三三条関係）

8　監督

機構は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとし、国土交通大臣は、3の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第三四条～第三六条関係）

9　解散等

機構は、業務の完了により解散することとした。（第三七条関係）

10　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六四号）（厚生労働省）

1　保護の実施機関及び福祉事務所長が官公署等に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる事項として、支出の状況を規定することとした。（第二条の二関係）

2　生活保護法（昭和二五年法律第一四四号。以下「法」という。）第三七条の二に規定する被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものとして、法第三一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であって、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの等を加えることとした。（第三条関係）

3　法第四九条の二第二項第三号等に規定する国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものとして、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）等を規定することとした。（第四条の二及び第四条の三関係）

4　就労自立給付金の支給に関する事務の一部を他の支給機関に委託して行う場合の手続等について規定することとした。（第八条関係）

5　この政令は、平成二六年七月一日から施行することとした。

法律

法律第二十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律

（国家公務員法の一部改正）

第一条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条・第三十三条の二」に、「第五款　休職、復職、退職及び免職（第六十一条）
第六款　幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の八）
第七款　幹部候補育成課程（第六十一条の九―第六十一条の十一）」を「第五款　休職、復職、退職及び免職（第六十一条）
第六款　幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の八）
第七款　幹部候補育成課程（第六十一条の九―第六十一条の十一）
第四節　人事評価（第七十条の二―第七十条の四）
第四節の二　研修（第七十条の五―第七十条の七）」に、「第七十三条」を「第七十三条の二」に改める。

第二条第三項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　大臣補佐官

第三条第二項中「及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修」を「（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。）、任免（標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、給与（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。）、研修（第七十条の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。）の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究」に改める。

第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務（第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定」に改め、「同じ。）」の下に「、研修」を加える。

第十八条の五第二項中「定めるものをいう」の下に「。第五十四条第二項第七号において同じ」を加える。

第十八条の六に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。

国家公務員法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三